

働き方改革支援

ご利用いただける方

「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）から（７）までのいずれかに該当する方

- （１）東京都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。
- （２）東京都の「業界団体連携によるテレワーク導入促進事業」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。
- （３）東京都の「テレワーク機器導入事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。
- （４）東京都の「サテライトオフィス利用事業」の助成を受け、テレワークに取り組んでいる。
- （５）東京都の「T O K Y O働き方改革宣言企業」の承認を受け、働き方改革に取り組んでいる。
- （６）東京都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる。
- （７）東京都の「時差 Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1。ただし、テレワークの取組の場合は信用保証料の3分の2を補助します。		

必要書類等

「共通書類」のほか、「働き方改革支援」申込書及び下の書類等

- ご利用いただける方（１）の場合、支援終了後に発行される「ワークスタイル変革コンサルティング結果報告書」の写し
- ご利用いただける方（２）の場合、支援終了後に発行される「テレワーク導入コンサルティング結果報告書」の写し
- ご利用いただける方（３）及び（４）の場合、「支給決定通知書」の写し
- ご利用いただける方（５）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要（「承認決定通知書」の写し又は「働き方改革宣言書」の写しでも可）
- ご利用いただける方（６）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要（「登録決定通知書」の写しでも可）
- ご利用いただける方（７）の場合、東京都のウェブサイトへの掲載が必要